

(表紙)

天栄村森林整備計画

天栄村森林整備計画

計画期間
自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

福島県

福 島 県

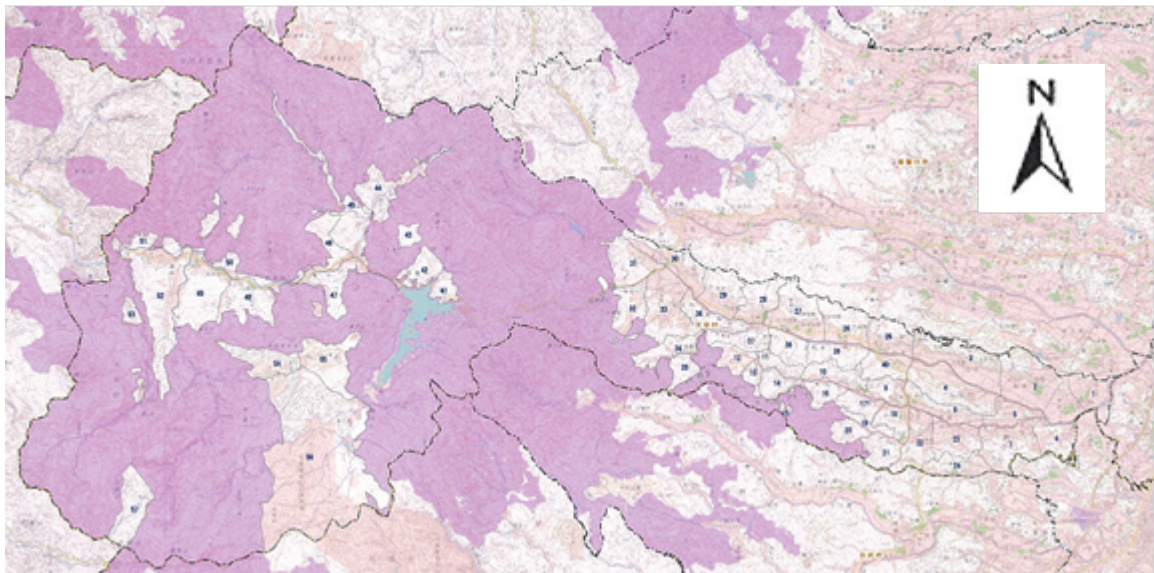
天栄村

天 栄 村

市町村位置図



出典:ウィキペディア



(凡 例)

河 川



市町村界



民有林



国有林



縮尺×5万分の1

目 次

- I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項

 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の作業種類の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項

 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は福島県の中通り南部に位置し、村の中央に位置する標高838mの鳳坂峠を分水嶺として東部と西部に地域区分される。

村の総面積は22,552haで、うち森林面積は18,453ha、森林比率は82%である。

森林の内訳は、国有林が13,672ha、民有林が4,781haであり、民有林のうち人工林面積は1,846haである。

林家総数は385戸で、その多くが後継者及び中核的リーダーの不足や林業就労者の高齢化が進んでいる。

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の的確な把握に努めるものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

良質な水野安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

風致及び保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

全ての森林は多様な生物の成育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとし、また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、森林所有者が施業できない場合等は、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。このため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとし、その際、施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本村 全域	45年	50年	40年	40年	55年	15年	65年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採

面積の規模に応じて少なくとも概ね 20ha 毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

- ・ 択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 1 箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して 1 箇所当たりの伐採面積を 20ha 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性も保全のため必要がある場合には所要の保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する単剤や梢端部、枝状等は、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとしての利用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね 2 倍を超える林齢において主伐を行うものとする。伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないように努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	広葉樹
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	クヌギ、ケヤキ、ナラ、エンジュ等

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、天栄村産業課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	中仕立て	5,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	6,000	

注) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材績による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。
上記の標準的な植栽本数によらない場合は、天栄村産業課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。

	○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ等	その他、将来その
広葉樹	クヌギ、コナラ等	林分において高木
	ぼう芽による更新が可能な樹種	となり得る樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数（本/ha）
アカマツ	10,000
クヌギ	10,000
コナラ	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
植栽によらなければ適格な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
全ての人工林	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

注) 森林の区域は、林班、小班により特定できるように指示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合 1の(1)による。
- イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項 特になし

ア スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない種苗等の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

イ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の利用等、低コスト造林を推進します。

ウ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行う。</p> <p>間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を基準とし、地況等を考慮し決定すること。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において、実施することとする。</p> <p>長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、生産目標や林分密度気象災害等を検討することとする。</p>
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の作業種類の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	18年		
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	○	○	△	△	△							雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	○	○	△	△	△								
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△								
	ツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△								
	カラマツ																		
つる切	スギ																	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	
	ヒノキ																		
	アカマツ																		
	ツ																		
	カラマツ																		
除伐	スギ																	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であってもその生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
	ヒノキ																		
	アカマツ																		
	ツ																		
	カラマツ																		
枝打	スギ																	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	
	ヒノキ																		

(注1) ◎印は必要に応じて年2回、△は必要に応じて実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

第3の1に定める樹種における森林経営計画の適正な間伐に関する認定基準となる間伐の間隔については、計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢未満の森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年とする。

森づくり公社では、水源かん養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生（春植え）～7年生（秋植え）まで実施
除伐	3～4齢級（13年生、18年生）で1回（雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回）実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級（30年生）の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上（40年生、50年生、65年生）の林分を対象に間伐率30%で1回実施（補助事業に該当する場合に限る）
つる切	フジ、クズ等ツル類の繁茂が著しい箇所で実施

上記1及び2に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を別表【5】に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定 別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、主伐を行う場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおり。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
全域	60年	50年	50年	65年	75年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定 別表1のとおり。なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものと

する。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
全域	90年	100年	80年	110年	130年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、長伐期施業を標準とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定 別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

3 その他必要な事項 特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

天栄村における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項 特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

県、村及び森林組合が一体となって森林施業の共同化についてあらゆる機会を通じ普及啓発し、地域の合意形成を図り、施業実施協定の締結、森林組合への施業の受委託等を促進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業実施協定の締結について、不在村森林所有者を含めた地域説明会の開催等により協定の締結を促進し、共同施業の確実な実施を図るものとする。

また、森林所有者が共同で施業出来ない場合等においては、「森林経営計画」の長期受委託等により森林組合への施業の集約化を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する場合には、以下の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項 特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	25以上	50以上	75以上
	(架線系作業システム)	25以上		25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	(車両系作業システム)	15以上	45以上	60以上
	(架線系作業システム)	15以上		15以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5以上		5以上

(注) 地域森林計画に定める「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」に適合する路網緊密度を記載する。

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
4, 5, 7, 8, 23林班	318.29	森林作業道		①	
10, 11, 38, 39林班	293.88	森林作業道		②	
28, 29, 30林班	217.18	森林作業道		③	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散防止の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講ずるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項 特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を行うため、林業後継者の育成、林業事業体の経営体質の強化、林業研究グループ等林業活動グループの育成、林業従事者の技術・知識の向上、林家等の経営安定に資する特用林産物の導入等を推進するものとする。

また、林業事業全体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の社会保険への加入促進等就労環境の整備や、地域の中核リーダーとして育成するため、若年就労者を対象にした技術力向上やリーダー養成等の研修会への参加支援、新規に林業従事者として参入する日曜林家、ボランティア等を支援する施策を講ずるものとする。

(2) 林業後継者等の育成

後継者が就労しやすい労働環境整備への支援、初任者研修等への参加支援、若年就労者で組織する林業活動グループの育成・支援、地域特産物となる特用林産物の導入等の経営安定化対策を講ずるものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林所有者と森林組合等林業事業体の連携強化による施業受委託の計画的実施、林業事業体の事業範囲の拡大及び経営の多角化等の促進、林業労働力の需給情報の収集による安定的な労働力の確保により、林業事業体の体質強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	村内一円	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ トラック
造林 保育等	地拵、下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
しいたけ栽培施設	大里東部	生 33t 乾 2t	△ ₁				
製材施設	今坂	2,000 m ³	△ ₂				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項 特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、カシノナガキクイムシ等その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他 特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
森林法第21条2項に掲げる目的で森林に火入れを行う場合は、天栄村火入れに関する条例に基づいて実施することとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する松林)

地区	森林の区域・区分	備考
	地区被害拡大防止森林	
天栄地区	3, 4, 8, 11, 16, 17, 18, 25, 28, 37, 38林班	改良 (抜き切り)

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、村長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(3) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、被害森林の伐採・更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補てんするため森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
特になし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項
特になし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- (1) 森林保健施設の整備 特になし
- (2) 立木の期待平均樹高 特になし
- 4 その他必要な事項 特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体して効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規則に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
天栄区域	1～40 林班	2488.00
湯本区域	41～57 林班	2292.93

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

水源の維持や大気浄化など森林の持つ様々な機能を向上させるために、その保全と観光やスポーツ・レクリエーション等への有効活用を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

緑の少年団を中心に社会教育の一環として森林作業体験を実施し、森林づくりへの参加を推進するものとする。

- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし

- (3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

NPOが緑化活動その他森林整備等の活動を行っている場合、あるいは活動を行う予定がある場合には、施業実施協定の制度の仕組み等について周知を行う。また、必要があれば技術的な指導を行う。

(4) その他 特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	事業計画	備 考

7 その他必要な事項

保安林その他の法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	28～36、41～57林班	2958.63
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	31、35、42、48、51、52林班、10林班(272、275、278～289、292)、19林班(75～76、101、114～115、117～119、123)、21林班(167～168)、26林班(284、286、321～324)、27林班(137、143～149)、28林班(13、15、21～24、27～28、76)、31林班(229～230)、33林班(9～13、17～25)、34林班(77～81)、35林班(25～28、95～100)、38林班(14～16、27～29、32、42～43、52～53、98～100、115～117)、44林班(46～50、55、58)	846.05
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	54～56林班	645.89
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業お推進すべき森林	特になし	
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9～11、14、16～20、37～40林班	806.38

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		28～36、41～57林班	2958.63
長伐期施業を推進すべき森林		10林班(272、275、278～289、292)、19林班(75～76、101、114～115、117～119、123)、21林班(167～168)、26林班(284、286、321～324)、27林班(137、143～149)、28林班(13、15、21～24、27～28、76)、31林班(229～230)、33林班(9～13、17～25)、34林班(77～81)、35林班(25～28、95～100)、38林班(14～16、27～29、32、42～43、52～53、98～100、115～117)44林班(46～50、55、58)	84.58
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	31、35、42、48、51～52、54～56林班	1407.36
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		特になし	

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	41～57林班 41林班(1～53)、42林班(1～60)、43林班(1～2)、44林班(1～178)、45林班(1～247)、46林班(1～56)、47林班(1～41)、48林班(1～172)、49林班(1～109)、50林班(1～48)、51林班(1～280)、52林班(1～286)、53林班(1～15)、54林班(1～28)、55林班(1～17)、56林班(1～205)、57林班(1～14)	2292.93

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 4】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	地区保全森林	備考
天栄地区	3, 4, 8, 11, 16, 17, 18, 25, 28, 37, 38 林班	

(別紙2)

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	6486	3175	3311	868	450	418	1094	548	546	927	469	458	1909	1020	889	1688	688	1000
	22年	6291 (97.0)	3077	3214	777	401	376	986	522	464	873	444	429	1976	1050	926	1679	660	1019
	27年	5611 (89.2)	2783	2828	651	343	308	713	387	326	890	479	411	1669	854	815	1688	720	968
構成比 (%)	17年	100.0	49	51	13.4	52	48	16.9	50	50	14.3	51	49	29.4	53	47	26.0	41	59
	22年	100.0	49	51	12.4	52	48	15.7	53	47	13.9	51	49	31.4	53	47	26.7	39	61
	27年	100.0	49	51	11.6	52	48	12.7	54	46	15.9	53	47	29.8	51	49	30.1	42	58

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	17年	3217	414	22	3	439	—	—	
	22年	2996	445	21	2	468	—	—	
	27年	2934	388	14	1	403	—	—	
構成比 (%)	17年	100.0	12.9	7.0	1.0	13.7	—	—	
	22年	100.0	14.9	7.0	1.0	15.7	—	—	
	27年	100.0	13.3	5.0	1.0	13.8	—	—	

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積						草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地				計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園					
実数 (ha)	17年	22556	1128	993	135	19	—	—	455	18293	18293	—	2661
	22年	22556	1146	1005	141	22	—	—	455	18344	18344	—	2589
	27年	22552	1086	962	124	8	—	—	454	18337	18337	—	2667
構成比 (%)	17年	100	5.0	4.4	0.6	0.1	—	—	2.1	81.1	81.1	—	11.8
	22年	100	5.1	4.5	0.7	0.1	—	—	2.1	81.4	81.4	—	11.5
	27年	100	4.9	4.3	0.6	0.1	—	—	2.1	81.3	81.3	—	11.9

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
 ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
平成17年	—	—	—	—	—	—	—
平成22年	—	—	—	—	—	—	—
平成27年	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人工林率(B/A)
総数	18,453ha	100%	18,032ha	7,849ha	10,183ha	42.5	
国有林	13,672	74.1	13,333	6,003	7,330	43.9	
公	計	463	2.5	462	304	158	65.7
有	都道府県有林	18	0.1	18	9	9	50.0
林	市町村有林	17	0.1	17	3	14	17.6
	財産区有林	325	1.8	324	202	122	62.2
	公社造林	98	0.5	98	89	9	90.8
	その他	5	0.02	5	1	4	20.0
私有林	4,318	23.4	4,237	1,542	2,695	35.7	

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	平成17年	—	—	—	—	—
	平成22年	—	—	—	—	—
	平成27年	—	—	—	—	—
構成比 %	平成17年	—	—	—	—	—
	平成22年	—	—	—	—	—
	平成27年	—	—	—	—	—

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積 (令和元年12月23日現在)

齢級別 区分	総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	4,621ha	21	29	22	50	75	198	146	257	464	434	2,925
人工林計	1,586ha	8	0	7	12	12	28	75	130	346	266	702
主要樹種別 面積(スギ)	899ha	—	—	5	5	2	22	34	63	117	104	547
天然林	3,035ha	13	29	15	38	64	170	70	127	117	168	2,224
(備考)												

(注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～1ha	225	10～20ha	28	50～100ha	—	
1～5ha	73	20～30ha	11	100～500ha	—	
5～10ha	62	30～50ha	1	500ha以上	—	
					総数	400

(注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	22	35,248	
うち林業専用道	—	—	

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	5	17,113	

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、森林作業道として計上する。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ	9～10	2、3、4、7、9、10、11、13、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、44、45、46、48、49、50、51、52

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		19,121
内	第1次産業	955
	うち林業 (B)	50
訳	第2次産業	6,016
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
第3次産業		12,083
B + C / A (%)		0.2

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数量を記載する。

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成30年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	14	756	244,614
うち木材・木製品製造業 (B)	—	—	—
B / A	—	—	—

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
 2. 製造業には、林業が含まれない。
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和元年12月23日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	26		(名称：ふくしま中央森林組合)
生産森林組合	—	—	—	
素材生産業	1	9	8	
製材業	1	5	3	
森林管理署	2			
合計	5			

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有 森林	森林組 合	会社 個人	その他	備考
集材機	—	—	—	—	—	
モノケーブル	—	—	—	—	—	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	—	—	—	—	—	無線操縦による寄与機
自走式搬器	—	—	—	—	—	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	—	—	—	—	—	林内作業車
ホイールトラクタ	—	—	—	—	—	主として索引式集材用
動力枝打機	—	—	—	—	—	自動木登式
トラック	—	—	—	—	—	主として運材用のトラック

グラップルクレーン	—	—	—	—	—	—	グラップル式のクレーン
計	—	—	—	—	—	—	
(高性能機械)	—	—	—	—	—	—	
フェラーバンチャ	—	—	—	—	—	—	
スキッダ	—	—	—	—	—	—	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー	1	—	—	1	—	—	枝払、玉切、集積用自 走機
ハーベスター	1	—	—	1	—	—	伐倒、枝払、玉切、集 積用自走機
フォワーダ	1	—	—	1	—	—	積載式集材車両
タワーヤーダー	1	—	—	1	—	—	タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産状況

	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	生しいたけ
生産量	7,210 m ³	— m ³	— 千本	— kg	1,300kg
生産額 (百万円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
—	—	—	—

- (注) 計画作成 (変更) 時点の状況について記入する。

(11) その他必要なもの
該当なし